

「資格確認書」の発行について

今までの健康保険証は令和7年12月2日以降使用できなくなります。マイナンバーカードを持っていない方や、持っていても健康保険証としての利用登録をしていない方は、健康保険証の代わりに「資格確認書」で医療機関を受診することができます。

1. 発行対象者

- ① マイナンバーカードの健康保険証登録（紐づけ）をしていない方
（マイナンバーカードを取得していない方、返納した方、利用登録を解除した方を含む）
- ② マイナンバーカード本体（またはマイナンバーカードの電子証明書）の有効期限が切れた方（マイナンバーカード紛失・更新中の方を含む）
- ③ マイナ保険証を取得していても諸事情で必要とする方（受診時に介助者等のサポートが必要な方）

2. 資格確認書の形状

ハガキサイズ（偽造防止加工済用紙）

見本

健康保険資格確認書			
本人（被保険者）		令和6年12月3日 交付	
記号	00	番号	00000 (枝番) 00
氏名	京成 太郎		
性別	男		
生年月日	昭和 年 月 日		
資格取得年月日	平成 年 月 日		
有効期限	令和10年11月30日		
保険者番号	0 6 1 3 0 4 3 9		
保険者名称	京成電鉄健康保険組合		
保険者所在地	東京都葛飾区青戸三丁目37番15号 03(5629)3582		

3. 申請方法

- ① **【各種申請書】**の「資格確認書発行要否」欄の「発行が必要」にチェックを入れ、事業所を通じて健康保険組合へ提出してください。
【各種申請書】①資格取得届 ②扶養異動届 ③氏名変更届
- ② ①に該当せず「資格確認書」が必要となる場合は**④資格確認書(再)交付申請書**を 事業所を通じて健康保険組合へ提出してください。

※**②～④**の各種申請書は健保ホームページ申請書類一覧からダウンロードできます。

4. 有効期限

発行年（暦年）を起算として4年後の11月末日まで

（例）令和7年12月2日発行 → 令和11年11月末日まで有効

令和8年1月1日発行 → 令和12年11月末日まで有効

ただし、期限までに後期高齢者に該当する場合（75歳到達）や、任意継続被保険者が期間満了となる場合は、あらかじめその年月日までの有効期限が印字されています。

また、資格喪失後は無効となります。

5. その他

資格喪失後、マイナ保険証への切替え後はすみやかに返納をお願いします。